第12回

定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年12月23日（水曜日）午前10時

場　所

東京都新宿区西新宿２－６－１
新宿住友ビル40階
当社　本社会議室

議　案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆さまにおかれましては、事前に議決権行使のうえ、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。

株式会社キャリア

証券コード：6198

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当期におきましては、中長期的な成長を目指すべく、企業の利益率の向上及び将来のための事業投資に力を注ぐべく動いてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、多くの人や企業、社会全体が環境の変化を強いられた影響から、我々の業界も、社会環境の変化に伴う需要減少があり、少なからず影響を受けております。

我々は、従業員一丸となり、この変化に対応しており、現在のところ、従業員の解雇や会社全体の縮小など深刻な影響は避けられたものと考えております。

大変な社会環境の変化ではありますが、長期的には日本の高齢化や、人口構造と仕事に関する課題は変わりません。

今後に関しても、我々は、引き続き変化に柔軟に対応できる体制を維持しつつ、この危機を乗り越えたあとの社会で、継続して成長し続けられるよう、事業の効率化、新規事業の手を止めず、前を向いて経営していく所存です。

株主の皆様には引き続きご支援頂ければ幸いです。

代表取締役会長兼社長
川嶋（かわしま）　一郎（いちろう）

目　次

第12回定時株主総会招集ご通知…… 1
事業報告…… 3
計算書類…… 25
監査報告…… 31
株主総会参考書類…… 37

証券コード　6198
2020年12月８日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
新　宿　住　友　ビ　ル
株式会社キャリア
代表取締役会長
兼社長　川　嶋　一　郎

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染防止のため政府や都道府県知事から人との接触を低減する取組が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこととといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。なお、株主総会の模様につきましてはインターネットによる同時中継にてご視聴いただくことができます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月22日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月23日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿２－６－１　新宿住友ビル　40階　当社　本社会議室
なお、本年は、感染拡大防止のため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項
１．第12期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主さまへのお願い

●会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申しあげます）
●会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
●株主総会の運営スタッフは、体調確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
●今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。（https://www.careergift.co.jp/）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.careergift.co.jp/ir/）に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告・計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.careergift.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
◎株主懇親会並びに粗品の配布等は予定しておりませんので、予めご了承いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大や雇用、所得環境の改善など緩やかな回復基調が続いていたものの、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内においても緊急事態宣言が発令され、様々な措置が講じられました。その結果、国内外の経済活動は大きな影響を受けております。

人材サービス業界を取り巻く環境におきましては、厚生労働省が発表した2020年８月の有効求人倍率が1.04％と約６年ぶりの低水準となり、完全失業率に関しては、3.0％と約３年ぶりの低水準となり、新型コロナウイルス感染症の影響により、人材サービス業界を取り巻く環境は急速に悪化し、今後についても引き続き不透明な状況であります。

このような経済状況のもと、当社グループの運営する「高齢化社会型人材サービス」の環境は、内閣府の2019年版高齢社会白書によりますと、当社グループで定義しておりますアクティブシニア(55歳以上の働く意欲のある人)の労働力人口は、2019年度の推計で2,050万人(前年対比3.2％増)、総労働力人口の30.0％を占めております。アクティブシニアの労働力人口は年々増加傾向にあり、当社グループの事業領域も拡大していくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社グループは継続的な企業価値の向上を実現すべく、シニアワーク事業、シニアケア事業の積極拡大に努めてまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきましては、シニアワーク事業の売上高においては、2020年４月上旬より派遣先企業での新規受入枠の減少、就業中のスタッフのシフト調整などが発生し、６月以降も同事象の影響により、派遣先企業からの受注数が、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には及ばず、当初の見込みを下回りました。一方、シニアケア事業においては、介護施設等に対しての派遣事業であり、このような社会情勢下の中でも大きな影響を受けることはありませんでした。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は前年同期比653,240千円（5.6％）増収の12,247,806千円、営業利益は、248,825千円減益の1,981千円、経常利益は、276,856千円減益の4,682千円となりました。これに特別損失、法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、前年同期比196,713千円減益の39,344千円となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントでありますが、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

（イ）シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との２つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。ホワイトカラー職種においては、2019年10月に熊本支店を開設し、2020年４月に沖縄に子会社の設立をし、同年９月より営業を開始するなど、事業拡大に注力してまいりました。一方で、ブルーカラー分野においては、2019年10月に仙台支店、2020年１月に神戸支店、横浜支店のそれぞれで該当職種の取り扱いを開始いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響も勘案し、引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は4,280,861千円（前年同期比5.8％減）となりました。

（ロ）シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。本事業においては、人手不足に悩む全国の介護施設への人材供給を行うべく積極的な支店開設を基本方針としており、この方針に則り、2020年２月に鹿児島支店を開設するとともに、既存支店においては、業績拡大を目的に、既存支店の中での担当地域の細分化による営業活動の深堀、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。また、2019年10月より、介護士・看護師の人材紹介に特化した専門部署設立および2020年３月より、訪問介護事業を開始し、中長期での成長力強化に努めてまいりました。

この結果、シニアケア事業の売上高は7,966,944千円（前年同期比13.0％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第11期（2019年９月期）（前連結会計年度）		第12期（2020年９月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
シニアワーク事業	4,543,362	39.2	4,280,861	35.0	△262,500	△5.8
シニアケア事業	7,051,202	60.8	7,966,944	65.0	915,741	13.0
計	11,594,565	100.0	12,247,806	100.0	653,240	5.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額44,974千円を実施しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、230,000千円を金融機関借入にて実施いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年４月30日に株式会社ジョブコラボを完全子会社として新たに設立いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第 9 期 (2017年９月期)	第 10 期 (2018年９月期)	第 11 期 (2019年９月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売上高 (千円)	―	―	11,594,565	12,247,806
経常利益 (千円)	―	―	281,539	4,682
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	―	―	157,368	△39,344
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失 (△) (円)	―	―	18.62	△4.63
総資産 (千円)	―	―	3,131,099	3,503,309
純資産 (千円)	―	―	1,350,010	1,278,176
１株当たり純資産 (円)	―	―	153.62	145.27

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
３．第11期より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第 9 期 (2017年９月期)	第 10 期 (2018年９月期)	第 11 期 (2019年９月期)	第 12 期 (当事業年度) (2020年９月期)
売上高 (千円)	9,097,357	10,094,160	10,815,486	11,013,535
経常利益 (千円)	547,262	462,685	306,309	79,338
当期純利益 (千円)	361,098	294,947	174,491	39,341
１株当たり当期純利益 (円)	42.12	34.60	20.64	4.63
総資産 (千円)	2,285,339	2,521,934	3,021,373	3,386,349
純資産 (千円)	1,121,833	1,375,636	1,359,445	1,362,542
１株当たり純資産 (円)	131.77	160.35	158.25	159.15

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キューボグループ	100千円	100.0%	子会社の経営管理
株式会社キューボ	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社オプション	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社キャスト	45,000千円	59.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ジョブコラボ	20,000千円	100.0% (100.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合を内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、「高齢化社会型人材サービス」として、わが国の急速に進みゆく高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働ける就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき課題は以下のとおりであります。

① シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠し、若者を雇用する傾向であることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就業状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っております。

今後もクライアントに対し、シニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

② 人材確保と育成

当社グループ事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築、魅力ある職場づくりなどが課題であると認識しております。

③ スタッフ募集の効率化

アクティブシニアの募集については、シニアのＩＴリテラシー(ＩＴを使いこなす能力)の向上に伴い、紙媒体に変わる自社ＷＥＢサイトの強化など、メディアによる募集の効率及び認知度の向上が当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

また、看護師や介護士の求職者の獲得競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。これに対して、自社サイトのユーザビリティ向上やコンテンツ強化などを推し進め、ブランドや認知度の向上が課題であると認識しております。

④　経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやＩＲ活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

⑤　新規事業開発

当社グループの経営理念「高齢化社会のなかで、すべての人々が仕事を通じて社会に貢献し、生きがいを見つけることのできる世の中の実現を目指します。」を実現するためには、高齢化社会型人材サービスの強化とシニアへの新たなサービス開発が重要であると認識しております。

⑥　新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症を発端とする国内外の経済への影響は当連結会計年度末現在において、緩やかに回復することの兆しがあるものの、来期以降も継続すると判断しております。当社グループでは、緊急事態宣言の発令後、在宅ワークの推奨、社内インフラの整備、販管費の抑制等を行って参りました。今後の影響も勘案し、引き続き従業員の働き方の改善ならびに販管費のコントロールをおこない、来るべき景気回復に備えるべく、国内外の経済環境を注視してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

事業区分	区　分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分け、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	
	各顧客宅	

(6) 主要な営業所（2020年９月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市中央区
仙台支店	宮城県仙台市青葉区
水戸支店	茨城県水戸市
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
船橋支店	千葉県船橋市
池袋支店	東京都豊島区
秋葉原支店	東京都千代田区
新宿支店	東京都新宿区
渋谷支店	東京都渋谷区
竹の塚支店	東京都足立区
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区
静岡支店	静岡県静岡市駿河区
浜松支店	静岡県浜松市中区
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市北区
京都支店	京都府京都市中京区
神戸支店	兵庫県神戸市中央区
三重支店	三重県津市
奈良支店	奈良県橿原市
岡山支店	岡山県岡山市北区
広島支店	広島県広島市中区
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市中央区
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区
熊本支店	熊本県熊本市
鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

(7) 当社の使用人の状況（2020年９月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
216（75）名	10名減（４名増）	30.8歳	2.3年

（注）１．使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、（　）内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。
２．臨時従業員数（アルバイト含む）が増加した理由は、主に支店でのアルバイト採用が増加したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況（2020年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社りそな銀行	300,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式の状況（2020年９月30日現在）

① **発行可能株式総数**　32,000,000株
② **発行済株式の総数**　8,624,320株
③ **株主数**　5,152名
④ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
川嶋一郎	4,270,520株	50.21％
北野大輔	361,100	4.25
株式会社ＳＢＩ証券	123,194	1.45
楽天証券株式会社	99,400	1.17
ＪＰモルガン証券株式会社	85,500	1.01
株式会社ワイズ	81,900	0.96
株式会社オープンループ	80,600	0.95
竹上雅彦	77,400	0.91
MSIP CLIENT SECURITIES	65,560	0.77
井上紳	40,000	0.47

（注）１．当社は、自己株式118,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第３位を四捨五入して計算しております。
２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,240株増加しております。

3．新株予約権等の状況

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	川　嶋　一　郎	ＢＨ株式会社　代表取締役 株式会社ＪＲ西日本キャリア　代表取締役 株式会社キューボグループ　代表取締役
取　締　役	竹　上　雅　彦	株式会社キューボグループ　取締役 株式会社キューボ　代表取締役
取　締　役	谷　間　　真	株式会社バルニバービ　取締役 株式会社Ｔ－ＲＥＶＩＶＥコンサルティング　代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー　代表取締役 株式会社ザッパラス　社外取締役　監査等委員 株式会社日本医療機器開発機構　監査役 株式会社ＦＲＥＥＭＩＮＤ　取締役 シンフォニーマーケティング株式会社　取締役 株式会社ココカラファイン　取締役 ＣＡＰＳ株式会社　取締役 株式会社ミライロ　取締役 monoAI technology株式会社　社外取締役
取　締　役 （監査等委員）	竹　澤　大　格	汐留総合法律事務所　所長
取　締　役 （監査等委員）	吉　村　精　治	
取　締　役 （監査等委員）	山　本　和　成	山本和成公認会計士・税理士事務所　所長

（注）１．取締役谷間真氏、取締役竹澤大格氏及び取締役山本和成氏は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
３．監査等委員山本和成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役の谷間真氏、竹澤大格氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、各社外取締役（監査等委員を除く。）及び各監査等委員である取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （2）	42,933千円 （4,500）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	9,900 （5,400）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	3,060 （1,560）
合計 （うち社外役員）	12 （6）	55,893 （11,460）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額300,000千円以内と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月24日の第11回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、2013年９月25日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

５．取締役及び監査役の報酬については、社内規程において決定する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議に基づいて代表取締役会長兼社長が決定し、監査役については、監査役会、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議にて決めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	谷間　真	株式会社バルニバービ　取締役 株式会社Ｔ－ＲＥＶＩＶＥコンサルティング　代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー　代表取締役 株式会社ザッパラス　社外取締役　監査等委員 株式会社日本医療機器開発機構　監査役 株式会社ＦＲＥＥＭＩＮＤ　取締役 シンフォニーマーケティング株式会社　取締役 株式会社ココカラファイン　取締役 ＣＡＰＳ株式会社　取締役 株式会社ミライロ　取締役 monoAI technology株式会社　社外取締役	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	竹澤大格	汐留総合法律事務所　所長	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本和成	山本和成公認会計士・税理士事務所　所長	重要な取引及びその他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	谷間　真	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を５回行いました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	竹澤大格	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を５回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、企業法務の実務経験が長い弁護士としての専門的見地から助言や提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本和成	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、書面決議を４回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

（1）名称

EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

① 当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

（ロ）法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

（ハ）人事・総務グループをコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

（ニ）当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

（ホ）取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

（ヘ）監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

（ロ）取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

（ロ）「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

（ハ）危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

（ニ）監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

（ホ）取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

（ヘ）取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

（ロ）取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

⑤ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取締役会において報告されるものとする。

（ロ）当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。

（ハ）内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。

（ロ）取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

（ハ）内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（イ）監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。

（ロ）監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。

（ハ）当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

（イ）監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

（ロ）当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
（ハ）当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

⑨　当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

⑩　当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（イ）監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
（ロ）　監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
（ハ）　監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
（ニ）監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑪　反社会的勢力排除に向けた体制
（イ）当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
（ロ）当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネジャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

⑫　財務報告に係る内部統制

（イ）当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会に報告する。

（ロ）監査等委員である取締役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

⑬　ＩＴへの対応

（イ）経営者は、中長期的な展望でＩＴへの取り組みを検討するよう努める。ＩＴの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。

（ロ）業界や取引先のＩＴへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。

（ハ）経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

（ニ）　経営者は、ＩＴに係る全般統制及びＩＴに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会

当社の取締役会は、取締役６名（うち社外取締役３名）で構成されており、月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役３名（うち社外取締役２名）で構成されており、月１回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役（監査等委員である者を除く。）、常勤監査等委員、各グループマネジャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、更なる成長力強化のために必要となる投資、手元資金の状況を勘案し、無配としました。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

（注）本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,956,806**	**流動負債**	**2,147,865**
現金及び預金	1,587,566	短期借入金	900,000
売掛金	1,249,072	１年内返済予定の長期借入金	10,296
前払費用	98,002	未払金	58,452
その他	27,554	未払費用	713,594
貸倒引当金	△5,388	未払法人税等	2,728
固定資産	**546,502**	未払消費税等	374,261
有形固定資産	**45,623**	預り金	37,735
建物	39,661	賞与引当金	50,055
工具、器具及び備品	5,961	返金引当金	249
車両運搬具	0	その他	490
無形固定資産	**266,728**	**固定負債**	**77,267**
ソフトウエア	50,670	長期借入金	22,131
のれん	216,058	資産除去債務	55,136
投資その他の資産	**234,150**	**負債合計**	**2,225,132**
関係会社株式	13,880	（純資産の部）	
差入保証金	176,500	**株主資本**	**1,235,618**
破産更生債権等	2,862	**資本金**	**157,590**
長期前払費用	9,270	**資本剰余金**	**137,590**
繰延税金資産	29,979	資本準備金	137,590
その他	4,520	**利益剰余金**	**1,092,744**
貸倒引当金	△2,862	利益準備金	5,000
資産合計	**3,503,309**	その他利益剰余金	1,087,744
		繰越利益剰余金	1,087,744
		自己株式	**△152,306**
		新株予約権	**8,846**
		非支配株主持分	**33,712**
		純資産合計	**1,278,176**
		負債・純資産合計	**3,503,309**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,247,806**
売上原価		**9,679,536**
売上総利益		**2,568,269**
販売費及び一般管理費		**2,566,287**
営業利益		**1,981**
営業外収益		
受取利息及び配当金	65	
助成金収入	46,490	
その他	1,656	48,212
営業外費用		
支払利息	3,263	
持分法による投資損失	4,182	
休業手当	38,065	
その他	0	45,511
経常利益		**4,682**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,674	2,674
特別損失		
固定資産除却損	2,880	
減損損失	2,799	5,679
税金等調整前当期純利益		**1,678**
法人税、住民税及び事業税	39,033	
法人税等調整額	△1,765	37,267
当期純損失（△）		**△35,589**
非支配株主に帰属する当期純利益		3,754
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△39,344**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	157,310	137,310	137,310	5,000	1,158,976	1,163,976
当期変動額						
新株の発行	280	280	280			
剰余金の配当					△31,888	△31,888
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△39,344	△39,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－
当期変動額合計	280	280	280	－	△71,232	△71,232
当期末残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,087,744	1,092,744

	株主資本		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	△152,306	1,306,290	13,762	29,957	1,350,010
当期変動額					
新株の発行		560			560
剰余金の配当		△31,888			△31,888
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△39,344			△39,344
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△4,916	3,754	△1,161
当期変動額合計	－	△70,672	△4,916	3,754	△71,833
当期末残高	△152,306	1,235,618	8,846	33,712	1,278,176

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,716,649**	**流動負債**	**1,968,670**
現金及び預金	1,225,174	短期借入金	900,000
売掛金	1,121,216	未払金	45,150
関係会社短期貸付金	212,500	未払費用	629,550
前払費用	88,907	未払消費税等	320,208
その他	73,473	預り金	28,723
貸倒引当金	△4,621	賞与引当金	44,297
固定資産	**669,699**	返金引当金	249
有形固定資産	**40,178**	その他	490
建物	34,970	**固定負債**	**55,136**
工具、器具及び備品	5,207	資産除去債務	55,136
無形固定資産	**48,202**	**負債合計**	**2,023,807**
ソフトウエア	48,202	（純資産の部）	
投資その他の資産	**581,319**	**株主資本**	**1,353,696**
関係会社株式	370,863	**資本金**	**157,590**
差入保証金	173,408	**資本剰余金**	**137,590**
破産更生債権等	2,862	資本準備金	137,590
長期前払費用	8,822	**利益剰余金**	**1,210,822**
繰延税金資産	28,215	利益準備金	5,000
その他	10	その他利益剰余金	1,205,822
貸倒引当金	△2,862	繰越利益剰余金	1,205,822
		自己株式	**△152,306**
		新株予約権	**8,846**
		純資産合計	**1,362,542**
資産合計	**3,386,349**	**負債・純資産合計**	**3,386,349**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,013,535**
売上原価		**8,741,258**
売上総利益		**2,272,277**
販売費及び一般管理費		**2,199,467**
営業利益		**72,809**
営業外収益		
受取利息	1,383	
助成金収入	45,885	
その他	470	47,739
営業外費用		
支払利息	3,145	
休業手当	38,065	
その他	0	41,210
経常利益		**79,338**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,674	2,674
特別損失		
固定資産除却損	2,880	
減損損失	2,799	5,679
税引前当期純利益		**76,334**
法人税、住民税及び事業税	36,188	
法人税等調整額	803	36,992
当期純利益		**39,341**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	157,310	137,310	137,310	5,000	1,198,368	1,203,368	△152,306	1,345,682
当期変動額								
新株の発行	280	280	280					560
剰余金の配当					△31,888	△31,888		△31,888
当期純利益					39,341	39,341		39,341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	280	280	280	－	7,453	7,453	－	8,013
当期末残高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,205,822	1,210,822	△152,306	1,353,696

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	13,762	1,359,445
当期変動額		
新株の発行		560
剰余金の配当		△31,888
当期純利益		39,341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,916	△4,916
当期変動額合計	△4,916	3,097
当期末残高	8,846	1,362,542

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社キャリア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　関　口　依　里　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栫　井　康　貴　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社キャリアの２０１９年１０月１日から２０２０年９月３０日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社キャリア
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　関　口　依　里　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栫　井　康　貴　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社キャリアの２０１９年１０月１日から２０２０年９月３０日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．後発事象　特記すべき重要な後発事象は認められません。

2020年11月21日

株式会社キャリア　監査等委員会

監査等委員（常勤）　吉　村　精　治　㊞

監査等委員（社外）　竹　澤　大　格　㊞

監査等委員（社外）　山　本　和　成　㊞

以　上

第１号議案　定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．変更の理由

今後の当社における事業の多様化に対応するために新たな事業目的を追加するものであります。

2．定款変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則 （中略） （目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 （1）有料職業紹介事業 （2）一般労働者派遣事業 （3）特定労働者派遣事業 （4）経営コンサルティング業務 （5）企業に於ける求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング業務 （6）コンピューターシステムによる計算業務の受託 （7）ビジネスコンピューターソフトウェアの開発・制作・販売 （8）社員教育研修、販売促進セミナーに関する企画及び開催並びにコンサルティング業務 （9）電話によるマーケティングリサーチ （10）インターネット、電子メール等による情報提供システムの企画・制作・販売 （11）運搬業における物品の仕分け、梱包及び配送業務の請負、並びに管理業務の請負 （12）各種パーティー・会議・催事場の企画・運営・管理の請負 （13）広告の企画・制作・代理業 （14）コールセンターの企画及び運営業務 （15）インターネット等を利用した情報コンテンツの配信業務 （16）スクールの企画及び運営業務 （17）家事代行サービス業務 （18）生命保険の募集に関する業務 （19）損害保険及び自動車損害賠償法に基づく保険の代理業	第１章　総則 （中略） （目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 （1）有料職業紹介事業 （2）一般労働者派遣事業 （3）特定労働者派遣事業 （4）経営コンサルティング業務 （5）企業に於ける求人・採用活動に関する宣伝の受託、並びにコンサルティング業務 （6）コンピューターシステムによる計算業務の受託 （7）ビジネスコンピューターソフトウェアの開発・制作・販売 （8）社員教育研修、販売促進セミナーに関する企画及び開催並びにコンサルティング業務 （9）電話によるマーケティングリサーチ （10）インターネット、電子メール等による情報提供システムの企画・制作・販売 （11）運搬業における物品の仕分け、梱包及び配送業務の請負、並びに管理業務の請負 （12）各種パーティー・会議・催事場の企画・運営・管理の請負 （13）広告の企画・制作・代理業 （14）コールセンターの企画及び運営業務 （15）インターネット等を利用した情報コンテンツの配信業務 （16）スクールの企画及び運営業務 （17）家事代行サービス業務 （18）生命保険の募集に関する業務 （19）損害保険及び自動車損害賠償法に基づく保険の代理業

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
(20) 広告代理業	(20) 広告代理業
(21) シニアマーケットの調査、分析及びその成果の提供業務	(21) シニアマーケットの調査、分析及びその成果の提供業務
(22) 障害者への就業支援事業	(22) 障害者への就業支援事業
(23) 障害者の雇用機会の創出事業	(23) 障害者の雇用機会の創出事業
(24) 高齢者専用賃貸住宅の企画、管理及び運営業務	(24) 高齢者専用賃貸住宅の企画、管理及び運営業務
(25) 介護保険法に基づく訪問介護事業	(25) 介護保険法に基づく訪問介護事業
(26) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業	(26) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
(27) 介護保険法に基づく居宅サービス事業	(27) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
(28) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業	(28) 介護保険法に基づく第一号訪問事業
(29) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業	(29) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
(30) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	(30) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
(31) 障害者自立支援法に基づく相談支援事業	(31) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
(32) 施設の清掃及び管理業務	(32) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
(33) 飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務	(33) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
(34) 前各号に附帯する一切の業務	(34) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
	(35) 施設の清掃及び管理業務
	(36) 飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務
	(37) シニアワーカーの就業支援事業
	(38) シニアワーカーの雇用機会の創出事業
	(39) ソーシャルワーカーの就業支援事業
	(40) ソーシャルワーカーの雇用創出事業
	(41) 貸菜園事業
	(42) 農業従事者の就業支援事業
	(43) 農業従事者の雇用創出事業
	(44) 農園型雇用支援事業
	(45) 在宅型雇用支援事業
	(46) 企業提供型農園の開発及び管理運営
	(47) シェアオフィス、シェアハウスの運営及び管理
	(48) 農作物の生産、加工、販売及び農業生産に係る作業委託業務
	(49) 前各号に附帯する一切の業務

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	川嶋一郎（かわしまいちろう） （1978年７月12日）	2001年２月　株式会社ザッパラス入社 2007年10月　ＢＨ株式会社設立　代表取締役（現任） 2008年５月　株式会社ＰＩＮＫ設立　代表取締役 2009年３月　株式会社ＰＯＩＮＴＤＡＫＡＲＡ　代表取締役 2009年４月　当社設立　代表取締役 2009年12月　株式会社ＰＯＩＮＴＤＡＫＡＲＡ　取締役（現任） 2011年８月　株式会社アズスタッフ設立　取締役 2011年10月　当社代表取締役会長 2011年12月　プラスハチイチ株式会社　代表取締役 2011年12月　株式会社アプリプラス設立　取締役 2012年10月　株式会社ＢＵＹ　ＴＨＥ　ＷＡＹ設立　取締役 2013年９月　当社取締役会長 2018年10月　当社代表取締役会長 2018年12月　当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年３月　株式会社キューボグループ　代表取締役（現任） 2019年４月　株式会社ＪＲ西日本キャリア　代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	竹上雅彦（たけがみまさひこ） （1978年３月31日）	2001年４月　グッドウィル・グループ株式会社入社 2004年８月　株式会社グッドウィルへ転籍 2008年８月　ワンサードキャリア株式会社　取締役 2012年４月　株式会社ブレイブ　執行役員事業本部長 2013年９月　株式会社ブレイブ　取締役 2017年３月　株式会社キューボ設立　代表取締役（現任） 2018年12月　当社取締役（現任） 2019年３月　株式会社キューボグループ　取締役（現任）	77,400株
3	海老澤篤（えびさわあつし） （1974年５月９日）	1994年10月　株式会社フルキャスト　入社 2000年１月　株式会社フルキャストHR総研　転籍 2007年10月　株式会社フルキャストHR総研　執行役員事業本部長 2009年６月　株式会社りらいあコミュニケーション株式会社入社 2013年８月　株式会社ワールドインテック　入社 2017年１月　株式会社アウトソーシング　入社 2017年４月　株式会社アウトソーシングトータルサポート代表取締役 2018年４月　株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ　取締役 2018年12月　株式会社アウトソーシングプラチナ　取締役 2020年４月　当社執行役員シニアワークディビジョンマネジャー（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	谷間（たにま）　真（まこと） （1971年10月６日）	1997年１月　公認会計士谷間真事務所開業 1999年５月　株式会社ディー・ブレイン関西　代表取締役就任 2002年７月　株式会社ザッパラス　監査役 2002年８月　株式会社プロ・クエスト　代表取締役 2004年10月　株式会社バルニバービ　取締役（現任） 2004年11月　株式会社関門海　取締役 2005年７月　株式会社ザッパラス　取締役 2007年４月　株式会社関門海　代表取締役 2012年２月　株式会社Ｔ－ＲＥＶＩＶＥコンサルティング　代表取締役（現任） 2013年３月　株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー　代表取締役（現任） 2013年10月　当社社外監査役 2014年５月　株式会社アクリート　社外取締役 2014年７月　株式会社ザッパラス　社外監査役 2015年12月　当社社外取締役 2015年12月　株式会社日本医療機器開発機構　社外監査役（現任） 2016年７月　ＣＡＰＳ株式会社　社外監査役 2017年３月　株式会社ＦＲＥＥＭＩＮＤ　社外取締役（現任） 2017年７月　株式会社ザッパラス　社外取締役　監査等委員（現任） 2018年１月　シンフォニーマーケティング株式会社　社外取締役（現任） 2018年６月　株式会社ココカラファイン　社外取締役（現任） 2018年８月　ＣＡＰＳ株式会社　社外取締役（現任） 2019年12月　株式会社ミライロ　社外取締役（現任） 2020年７月　monoAI technology株式会社　社外取締役（現任）	－株

（注）１．川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．谷間真氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に規定する社外取締役候補者であります。

4．谷間真氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、公認会計士として、当社における社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5．谷間真氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役又は監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年３ヶ月となります。
6．当社は、谷間真氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
7．当社は、谷間真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにかがやき監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がかがやき監査法人を会計監査人の候補とした理由は、独立性及び専門性ならびに監査活動の効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（2020年11月24日　現在）

名　　称	かがやき監査法人
事　務　所	（主たる事務所） 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番４号 ＪＲセントラルタワーズ （従たる事務所） 大阪府大阪市北区西天満四丁目３番25号 梅田プラザビル本館
沿　　革	2003年４月　法人設立、本部及び大津事務所を開設 2005年５月　東京事務所を開設 2007年５月　大阪事務所を開設 2007年12月　名古屋事務所を開設 2017年７月　本部を名古屋事務所に移転、旧本部を安城本部事務所と改称 2019年６月　安城本部事務所を安城事務所と改称
構成員数	52名
顧　客　数	62社

以　上

売上高

(単位：千円)



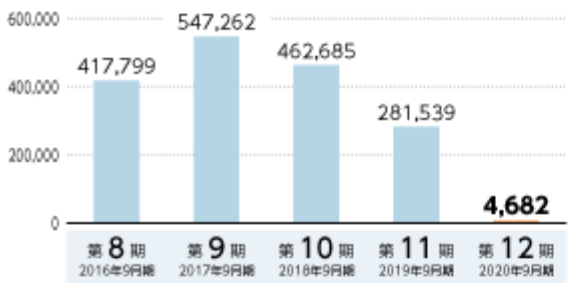
株主資本

(単位：千円)



経常利益

(単位：千円)



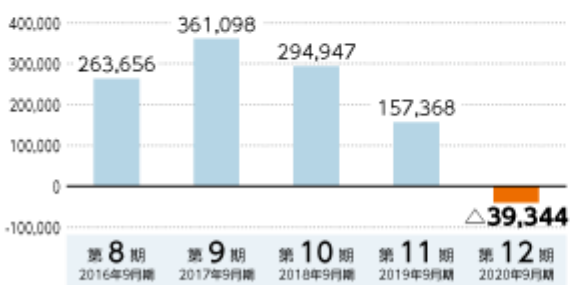
1株当たり純資産

(単位：円)



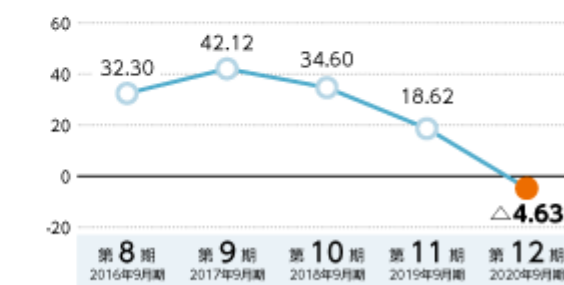
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：千円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



(注) 2018年９月期以前は参考情報として個別決算の指標を記載しております。

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都新宿区西新宿２－６－１
新宿住友ビル40階
当社　本社会議室
TEL 03－6863－9456



交通　「都庁前駅」　Ａ６出口　直結（大江戸線）
「西新宿駅」　２番出口より　徒歩約４分（丸ノ内線）
「新宿駅」　西口より　徒歩約８分（ＪＲ線・小田急線・京王線）